

事業主の皆さまへ

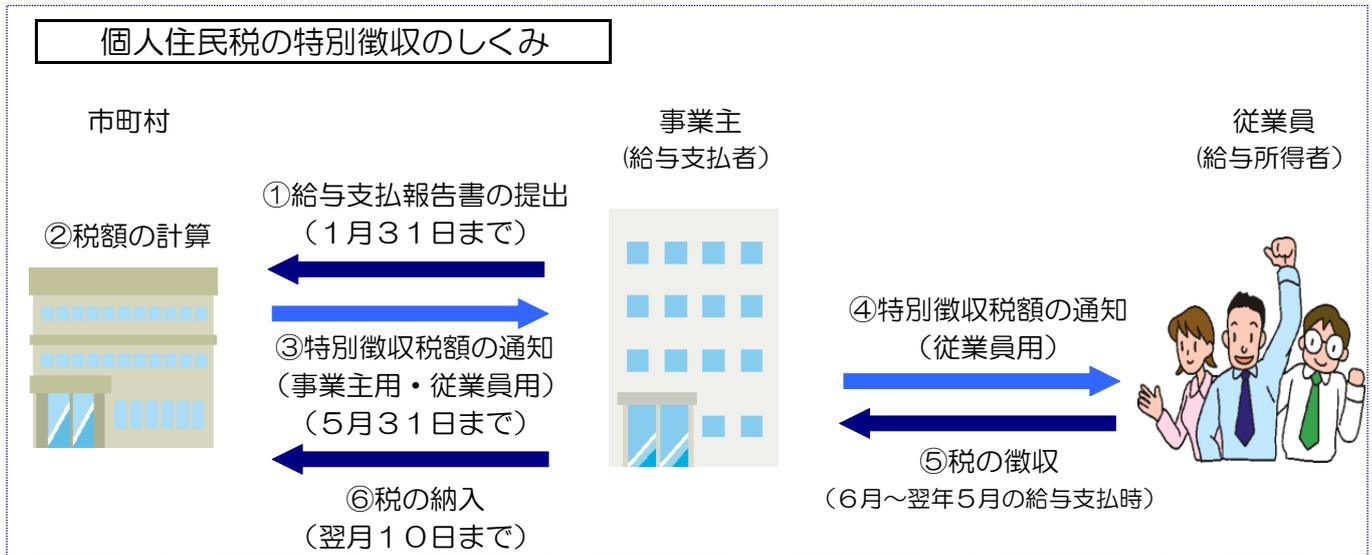
# 個人住民税の特別徴収の完全実施へ

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

県と県内全市町村では、個人住民税の「特別徴収」の完全実施を進めており、まだ特別徴収を実施していない事業主の方は、特別徴収への切替えが必要です。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。



## 特別徴収は従業員にとって便利な制度です

- 個人住民税の特別徴収は、従業員が自分で納付する普通徴収に比べ、
- 従業員が個々に納付する手間が省ける
  - 納め忘れがない
  - 1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回 → 年12回）
- など、従業員にとって大変便利な制度となっております。

# 個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 特別徴収を始める場合、事業主にとっては事務が大変になったりしませんか？

A 個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

その税額を従業員ごとに給与から徴収（天引き）していただき、合計額を翌月10日までに、金融機関で各市町村に納めていただくシンプルな制度となっております。

Q 特別徴収を始める場合、従業員が住んでいる市町村ごとに納入しないといけないのでしょうか？

A 個人住民税は従業員が住んでいる市町村ごとに納入する必要があります。市町村ごとに納入するとなると、手間がかかって大変だという印象がありますが、市町村から送られた納入書と合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町村ごとの納入手続きは金融機関が行いますので、納入者（事業主）の手間はかかりません。

Q なぜ、いまさら特別徴収をしなければならないのでしょうか？

A 地方税法では、原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主は、従業員の個人住民税の特別徴収を行うこととされています。地方税法の趣旨に沿って特別徴収を行ってくださるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

弘前市役所市民税課 TEL0172-40-7024

平川市役所税務課 TEL0172-44-1111

藤崎町役場税務課 TEL0172-75-3111

田舎館村役場税務課 TEL0172-58-2111

黒石市役所税務課 TEL0172-52-2111

西目屋村役場税務会計課 TEL0172-85-2805

大鰐町役場税務課 TEL0172-55-6562

中南地域県民局県税部 TEL0172-32-4341